

第3期における一法人複数大学の中期目標・中期計画及び評価について (案)

【中期目標・中期計画】

- ・ 一法人複数大学の制度趣旨に鑑み、中期目標・中期計画は原則として法人単位で策定するものとする。
- ・ ただし、教育研究の質の向上に関する事項については、各大学個別の中期目標・中期計画を策定した方が望ましい場合も考えられるため、大学単位でも策定することができることとする。
- ・ なお、中期計画の項目数の目安として一法人あたり 100 項目を下回ることをしているが、一法人複数大学については一定の配慮を行うこととする。

【評価】

- ・ 一法人複数大学の制度趣旨に鑑み、各年度終了時の評価及び中期目標期間の評価は、各大学単位の評価は付さないものとし、法人全体として評価を付すこととする。
- ・ なお、4年目終了時評価における大学改革支援・学位授与機構による現況分析については、引き続き大学ごとの学部・研究科等を評価の対象とする。
- ・ 一法人複数大学を評価するチーム区分については、設置される新法人を単位としてとられ、「国立大学法人分科会における評価チームの編成について」(参考資料 2-2 参照)に基づき、担当する基本チームを決定するものとする。

【指定国立大学を含む一法人複数大学の場合の措置】

- ・ 中期目標・中期計画には、指定国立大学法人構想に関連する項目を明確に記載する。
- ・ 一法人複数大学に指定国立大学を含む場合は、通常の評価に加え、「指定国立大学法人構想の達成に向けて、順調に進捗しているか」という観点からの評価(要素別評価)が必要になるが、当該評価は「指定国立大学法人の第3期中期目標期間における各年度終了時の評価に係る実施要領」に基づき、指定国立大学法人部会において、指定国立大学について実施するものとする。
- ・ また、各年度終了時の評価については、指定国立大学法人部会の評価結果も踏まえ、国立大学法人分科会の評価チームが法人としての評価結果の原案を作成するものとする。